

辰野町立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状 …………… P.1
- 2 目標 …………… P.2
- 3 計画の期間 …………… P.2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 …… P.2～P.5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ …………… P.5～P.6

令和 8年 3月

辰野町教育委員会

辰野町塩尻市小学校組合教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況の改善を図り、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立させ、学習指導要領に示されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

「辰野町が目指す教育ビジョン」で掲げる基本理念「一人一人の個性や特性に応じた学びを支援することを通して、将来に向かって学び続ける子供の育成を図る。」の実現には、『辰野町教育委員会及び辰野町塩尻市小学校組合教育委員会』（以下、「町教育委員会」という。）が掲げる学校目標「明日も行きたくなる学校」、「我が子も入れたくなる学校・学級」の達成が重要である。そのためには、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠となる。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、業務の「精選」と「効率化」を図ることで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにより、働き方改革を通じて、創出された時間で子どもと向き合う時間や教材研究、授業改善の時間を確保できるようにするものである。

町教育委員会は、本計画を学校と連携して推進し、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、教職員の生きがい・働きがいとを確保し、辰野町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長、郷土愛の醸成を図ることをめざすものである。

(2) 対象

本計画は、町教育委員会が服務監督を行う職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員を含む総ての教職員を対象とする。

(3) 辰野町の現状

町教育委員会では、平成30年度から「教育職員に対する働き方改革」及び「教職員の負担軽減」、「児童生徒への高度な授業提供、楽しい授業提供」を進めるため、様々な教育施策を取り入れてきた。長期休業中の学校完全閉庁日の設定(平成30年度から導入)や小学校高学年への教科担任制導入(令和元年度から導入)、小学校1,2年生への英語あそび導入(平成28年度試行的導入・令和2年本格的導入)、緊急時学級担任代替事業(令和6年度から導入)などはその一例である。

さらに、令和5年5月に「辰野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、翌令和6年11月には一部を改訂し、教育職員の時間外在校等時間を、1月について45時間、1年間について360時間を超えない範囲内とすると明記した。

またこの間、勤務時間内に学級事務や教材研究を行うことができる時間の確保、子どもと関

われる時間の確保などのため、清掃をしない日の設定や1日5時間の授業の日を設定するための週日課の改善、長期休業の日数の適切なあり方等についての指示も行ってきたが、大きく改善されたとは言い難く、辰野町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32.3 時間	32.8%	4.5%
中学校	月 36.4 時間	38.4%	9.6%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間を年間 360 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 ():全国平均値

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 7.0%以下までに減少させる

【R6 の結果:8.8%(11.4%)】

- ウ ストレスチェックにおける「働きがい」、「仕事や生活の満足度」に関する質問項目への肯定的な回答の割合を 60%にする

【働きがい R6 結果:57.8%(56.7%)】

【仕事や生活の満足度R6 結果 55.4%(54.6%)】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うものとする

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者、地域住民によるボランティアを中心に通学路の見守り活動を推進する

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとする

・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・学校給食費をはじめとする学校徴収金について、早急に公会計化を推進する
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・町教育委員会事務局内における「学校支援実行委員会事務局」が、「辰野町学校支援実行委員会」及び「辰野町地域教育協議会」を立ち上げ、地域学校協働活動を行うものとする
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・保護者に対して、相談窓口(町教育委員会及び県教育委員会等)の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町や県教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、特定の教職員に負担が集中しない環境を整備しつつ、必要に応じて ICT 支援員主事及び ICT 支援員等を活用する

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・町教育委員会と連携を図りながら、ICT 支援主事及びICT支援員や委託業者が中心となって行う

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・職員による学校プールの管理については、分掌上の職員に過度の負担がかからないよう配慮する
- ・体育館の地域住民等への開放業務、施設の管理業務については、町教育委員会が行う

⑩校舎の開錠・施錠

- ・教頭等の特定の教職員に責任や負担が集中しない環境を整備する

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・学級担任等の特定の職員のみが対応するのではなく、教職員の輪番等による負担軽減を図る

⑫校内清掃

- ・学級担任等は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、清掃の実施回数や範囲、教職員の輪番等による負担軽減を図る

⑬部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、基本的には栄養教諭又は学級

担任が担うが、全教職員も関わって実施する

・給食時における児童生徒の見守りについては、学級担任のみならず全教職員による組織的な体制を構築した上で、実施する

⑮授業準備

・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、採点システム等デジタル技術の活用を促進する

⑯学習評価や成績処理

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する

⑰学校行事の準備・運営

・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との連絡調整、準備等業務について、教職員等の他、民間業者や町教育委員会も支援スタッフとして加わり支援を行う

⑱進路指導の準備

・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教職員や町教育委員会、産業振興課、子育て応援課等の支援スタッフも積極的に関わり推進する

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の状況に応じ、養護教諭や、ほっとサポート、教育支援員、生活支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの他に、医療的ケア看護職員等、医療、福祉に関する専門人材等の活用による支援を促進する

・不登校児童生徒への対応にあっては、学びの支援教室「たつこの学舎」「わたげ」、校内教育支援センターの支援主事・支援員等による支援を促進する

・外国にルーツのある児童生徒支援については、日本語指導に係る支援員や外部人材等の活用による支援を促進する

・子育て応援課等の関係機関と連携して、児童生徒の課題解決に取り組むことができる体制を構築する

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されることのないよう、指導を行う

イ 5時間授業の日を増やすべく日課、週日課の見直しを行い、清掃時間・頻度の適正化を図り、児童生徒の放課後の活動の保障、教職員が児童生徒と関わる時間の確保、教材研究や諸会合等が勤務時間内での設定を推進する

ウ 教職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務の効率化を図る

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する

- イ ストレスチェックの実施率 100%を目指し(R6:92.4%)、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する
- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医による助言・指導の保健指導を受けるよう促す
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する
- オ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の学校完全閉庁日の設定を行う
- カ 早出遅出勤務、テレワークが可能な環境整備について研究を進める

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、辰野町のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、常に出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 町教育委員会では、各学校の状況を常に確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営委員会(協議会)における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、辰野町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

附則

- (1) 本計画は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。
- (2) 本計画に伴い、「学校の働き方改革取り組み方針」は廃止する。